

平成30年度

戸田競艇企業団
モーターボート競走事業会計予算書

議案第7号

平成30年度戸田競艇企業団モーターボート競走事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度戸田競艇企業団モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間開催日数	93	日
(2) 1日平均舟券売上金額	330,406	千円
(3) 1日平均入場者数(有料入場者数)	3,600	人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 競走事業収益		34,924,156	千円
第1項 営業収益		34,918,084	千円
第2項 営業外収益		6,072	千円
	支	出	
第1款 競走事業費用		33,892,982	千円
第1項 営業費用		33,715,982	千円
第2項 営業外費用		77,000	千円
第3項 特別損失		0	千円
第4項 予備費		100,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額455,436千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入		657,000	千円
第1項 基金取崩収入		657,000	千円

支 出

第1款 資本的支出	1, 112, 436 千円
第1項 建設改良費	1, 112, 436 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、400, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 収益的支出における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員人件費	269, 288 千円
(2) 交際費	840 千円

平成30年2月13日提出

戸田競艇企業団企業長戸田市長 神 保 国 男